



# 低所得者・子育て世帯の方へ

## 「プレミアム付商品券」のお知らせ



イモゾー

10月からの消費税率の引き上げに伴う措置として、低所得者(個人住民税非課税者)と子育て世帯を対象に「プレミアム付商品券」の販売を行います。商品券を購入する際は、村発行の「購入引換券」が必要となります。

令和元年度(平成30年分)の個人住民税の申告をしていない方は、プレミアム付商品券購入申請の対象となりません。申告により個人住民税が非課税となる場合には、申請を行うことができますので、お問い合わせください。

【問い合わせ】福祉総務課地域福祉推進担当(☎282-1711 内線2036・2037)

	低所得者(個人住民税非課税者)	子育て世帯
対象者	平成31年1月1日時点で村に住民票があり、令和元年度の個人住民税(均等割)が課税されていない方 ※令和元年度の個人住民税(均等割)課税者に扶養されている方や、生活保護等の受給者は除きます。	令和元年6月1日時点で村に住民票があり、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた児童が属する世帯の世帯主
購入限度額	対象者1人につき2万円まで(商品券2万5,000円分)	該当する児童1人につき2万円まで(商品券2万5,000円分)
購入について	▽4,000円/冊(商品券5,000円分(500円券×10枚)) ▽購入回数は5回まで(まとめて購入も可)	

**申請方法**▼7月中旬に、村からプレミアム付商品券購入引換券の申請書を送付します。申請書に必要事項を記入の上、7月16日(火)から11月29日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、福祉総務課(〒319-1192 東海3丁目7-1 役場行政棟1階2番窓口)へ持参または、同封の返信用封筒で返信してください。審査後、該当する方には9月下旬に購入引換券を発送します。※▽審査により対象外となる場合があります。▽対象者と思われる方で7月下旬までに申請書が届かない場合は、お問い合わせください。

**子育て世帯の対象者は申請の必要はありません。**9月下旬に、対象となる全世帯に購入引換券を発送します。

**その他**▼プレミアム付商品券の販売場所や販売期間、商品券の使用可能店舗などは、決まり次第、対象者にお知らせします。

### 特殊詐欺にご注意ください!

プレミアム付商品券の販売のために、村や国などがATMの操作をお願いすることは絶対にありません。村や国の職員をかたる不審な電話等があった場合は、お近くの警察署や交番などにご相談ください。



イモジロー

いももみ